

第2 申請の事務手続き

第2 申請の事務手続き

1 標準処理期間

設置許可申請、変更許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該施設の規模、内容等により必ずしも一定ではないが、おおむね次の期間を標準的な処理期間とする。ただし、当該申請を危険物保安技術協会の審査又は検査に委託することとなる場合は、この限りでない。

第2-1表 各種申請等に対する標準処理期間

申 請	標準処理期間
危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認	5 日
危険物製造所等設置の許可	1 5 日
危険物製造所等変更の許可	1 5 日
危険物製造所等の完成検査	5 日
危険物製造所等の仮使用承認	1 5 日
危険物製造所等の完成検査前検査	5 日
予防規程の認可	5 日
保 安 検 査	－
臨時保安検査	2 5 日
許可書、完成検査済証の再交付	5 日
保安検査の時期の変更承認	－
基準の特例の認定	5 日
地下貯蔵タンクの休止に伴う基準適合延長に係る特例認定	5 日
製造所等の休止に伴う点検期間延長承認	5 日
【備 考】	
1 標準処理期間は、一定の目安であり、申請内容により処理期間に変更を生じる場合がある。	
2 次に該当するものについては、処理期間に含まない。	
鋸 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間	
餅 審査のために必要な図面等を追加するために必要とする期間	

2 設置者及び申請者等

申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）に記載する設置者又は申請者（届出者を含む。）は、次に定める者とする。

(1) 設置者とは、製造所等を設置しようとする者であり、一般的には製造所等を所有する者又は所有する法人の代表者（以下「所有者等」という。）である。ただし、所有者等から当該製造所等の全面的な権限を与えられた者にあつては、その旨を証する規程、契約書等の写しを申請書等に添付することで設置者としてすることができる。

(2) 申請者は、設置者と同一の者とする。ただし、設置者によりがたい場合は、次に定める者としてすることができる。

ア 設置者と同一の法人に属し、規程などにより設置者から製造所等の変更に関する全ての権限を与えられた者

イ 設置者と異なる法人に属し、契約などにより設置者から製造所等の変更に関する全ての権限を与えられた者

第2 申請の事務手続き

ウ 前ア及びイ以外の者で、製造所等の部分的な変更に関する権限を与えられた者（当該変更権限を有する部分に限る。）

なお、ア及びイの場合は、規程及び契約書等の写しを申請時に提出させる。ただし、2回目以降にあっては、規程や契約等に変更がない限り提出を要しない。また、ウの場合は、変更権限を証する書類を申請書に添付する必要がある。

3 申請の区分

製造所等の設置又は変更許可申請の区分は、次による。

(1) 設置許可を必要とする場合

ア 製造所等を新たに設置するとき

イ 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき

ウ 製造所等を当該事業所の同一敷地内の他の場所に移転するとき。ただし、屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所を除く。【昭52.10.12 消防危第149号】

エ 製造所等において危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（危政令第3条第2号イ及びロを含む。）が変更される転換を行おうとするとき

（例）・屋内タンク貯蔵所から屋外タンク貯蔵所への転換

・第2種販売取扱所から第1種販売取扱所への転換

(2) 変更許可を必要とする場合

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき

ただし、次に掲げる場合を除く。【平14.3.29 消防危第49号】

（ア）法第10条第4項の位置、構造又は設備の基準の内容と関係がない工事

（イ）基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上問題を生じないもの。

イ 製造所等の区分変更がない場合でも、その業態が基本的に変更されるとき【昭52.12.19 消防危第182号】

（例）・自家用給油取扱所から営業用給油取扱所への転換

・危政令第17条第1項又は第2項から同条第5項の給油取扱所への転換

ウ 製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により、保有空地が拡大するとき【昭52.12.19 消防危第182号】

エ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき

オ 積載式を除く移動タンク貯蔵所（被けん引式の場合は被けん引部分に限る。）の車両を交換するとき

カ 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事

キ 地下タンク貯蔵所又は移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンク本体を取り替えるとき【平10.10.13 消防危第90号】

4 許可申請

(1) 製造所

ア 危政令第9条第1項第20号に規定する危険物を取り扱うタンク（以下「20号タンク」という。）を含めて1の製造所（一工程又は一棟）ごとに申請する。

イ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う製造所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第9条第2項（危省令第13条の6）の特例基準又は危政令第9条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。

【平元.3.1 消防危第14号】

(2) 屋内貯蔵所

ア 一の貯蔵所（一棟）ごとに申請する。

第2 申請の事務手続き

なお、類の異なる危険物を同時貯蔵するため、耐火構造の隔壁により区画された2室以上の貯蔵場所がある場合であっても、一の貯蔵所として申請する。

イ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所を一の建築物の同一の階に隣接しないで2以上設置する場合は、それぞれを一の貯蔵所として申請する。【平元.7.4 消防危第64号】

ウ 指定数量の倍数が50以下の屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第10条第1項の基準又は第4項（危省令第16条の2の3）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。ただし、指定過酸化物質又はアルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。【平元.3.1 消防危第14号】

エ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第10条第5項（危省令第16条の2の4から第16条の2の6まで）の特例基準又は危政令第10条第1項、第2項及び第4項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

オ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場合に相当期間と定める場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものである。【平10.3.27 消防危第36号】

カ リチウムイオン電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第10条第6項（危省令第16条の2の7から第16条の2の11まで）の特例基準又は危政令第10条第1項、第3項、第4項、第5項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。

(3) 屋外タンク貯蔵所

ア 貯蔵タンク1基ごととし、同一防油堤内に2基以上ある場合でも1基ごとに申請する。ただし、2以上のタンク共用の注入口、ポンプ設備等に係る変更許可は、主たるタンクの附属設備として申請する。

イ 既設防油堤を変更する場合は、変更する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請とする。

なお、仕切堤を新設、又は改修する場合は、当該仕切堤を挟んで隣接する2の貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請を必要とする。

ウ 屋外タンク貯蔵所の新設により既設防油堤を拡張する場合は、拡張する防油堤内に設置されている貯蔵タンクのうち主たるタンクに係る屋外タンク貯蔵所の変更許可申請とする。

エ 既設防油堤内に当該防油堤を変更することなく屋外貯蔵タンクを新設（建替えを含む。）する場合は、既設屋外タンク貯蔵所の変更許可申請は必要ないものとする。

オ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第11条第2項（危省令第22条の2）の特例基準又は危政令第11条第1項の基準のいずれかを、設置許可又は変更許可の申請において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

(4) 屋内タンク貯蔵所

ア 貯蔵タンクの設置数に係わらず、タンク専用室ごとに申請する。

イ タンク専用室を平屋建ての建築物に設けるもので、一のタンク専用室内に貯蔵タンクを2以上設置する場合は、それぞれのタンク容量が指定数量未満であっても、その容量の合計が指定数量以上である場合は、一の屋内タンク貯蔵所として申請する。

(5) 地下タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請することができる。【昭54.12.6 消防危第147号】

ア 同一のタンク室内に設置されている場合

イ 同一のふたを共有している場合

第2 申請の事務手続き

ウ 同一の基礎上に設置されている場合

なお、指定数量未満の地下貯蔵タンクを2基以上設置する場合で、その貯蔵量を合算して指定数量の倍数が1以上となる場合は、一の地下タンク貯蔵所として申請する。

(6) 簡易タンク貯蔵所

貯蔵タンク1基ごとに申請する。ただし、2以上の貯蔵タンクを設置する場合は、タンク専用室ごと、又は屋外にあっては塀、コンクリート舗装又は排水溝で区画された部分を一の簡易タンク貯蔵所として申請することができる。

なお、簡易貯蔵タンクに給油のための設備を設けた場合において、給油を主な目的として取り扱うものについては、給油取扱所としての許可を要する。【昭37.4.6 自消丙予発第44号】

(7) 移動タンク貯蔵所

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごとに行う。

イ 被けん引式のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものである。なお、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料提出などは要しない。【平9.3.26 消防危第33号】

ウ 積載式（タンクコンテナ式）移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一とする。

エ 積載式移動タンク貯蔵所に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000リットル以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次による。

（ア） 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可が必要である。

（イ） 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可がそれぞれ必要である。

オ 前エの許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナが緊結装置に同一性をもつものである場合は、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされる。

カ 定期点検（水圧試験）を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続きは不要である。【平2.5.22 消防危第57号】

キ 常置場所の位置の変更は、変更許可を要するものである。【平9.3.26 消防危第33号】

(8) 屋外貯蔵所

ア 一の屋外貯蔵所ごとに申請する。

イ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第16条第1項の基準又は危政令第16条第3項（危省令第24条の12）の特例基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

ウ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場合に相当期間と定める場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものである。【平10.3.27 消防危第36号】

(9) 給油取扱所

ア 給油取扱所ごととし、専用タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油タンク等を含めて申請する。

第2 申請の事務手続き

イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合であっても、給油取扱所に含めて申請する。【昭42.10.23 自消丙予発第88号】

(10) 販売取扱所

一の販売取扱所ごとに申請する。

(11) 移送取扱所

一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請する。

(12) 一般取扱所

ア 次に該当する場合は、一の取扱所ごとに申請する。

(ア) 専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所

(イ) 専ら洗浄の作業を行う一般取扱所

(ウ) 専ら焼入れ作業を行う一般取扱所

(エ) ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所

(オ) 専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所

(カ) 専ら容器に危険物を詰め替える一般取扱所

(キ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所

(ク) 切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所

(ケ) 危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

(コ) 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(サ) (ア)～(コ)に類する一般取扱所

なお、危政令第19条第1項の基準について、危政令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、平成10年3月16日付け消防危第28号「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」による。

イ 危省令第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

ウ 危省令第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元.3.1 消防危第14号】

エ 危省令第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元.3.1 消防危第14号】

オ 危省令第28条の58の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

カ 危省令第28条の59の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

キ 危省令第28条の60の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、危省令第28条の60第2項又は第3項のいずれかの特例基準を選択することも可能

第2 申請の事務手続き

である。また、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能である。【平元.3.1 消防危第14号】

ク 危省令第28条の60の2の一般取扱所が満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平10.3.4 消防危第19号】

ケ 危省令第28条の60の3の一般取扱所が満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の3第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平10.3.4 消防危第19号】

コ 危省令第28条の60の4の一般取扱所が満たすべき技術上の基準については、以下のとおりとする。

(ア)指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものうち、危険物を用いた蓄電池設備が危告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が危省令第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに同第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、危省令第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第3項に定める特例を適用することができる。【令5.9.19 消防危第251号】

(イ)指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものうち、危険物を用いた蓄電池設備が危告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が危省令第28条の60の4第4項各号に掲げる基準に適合するものについては、危省令第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第4項に定める特例及び同条第4項に定める特例を適用することができる。【令5.9.19 消防危第251号】

(ウ) 指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平24.5.23 消防危第132号】

(エ) 危険物を取り扱う設備を屋外に設けるもの（以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）については、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては事業形態等を確認し、設置者と協議のうえで当該許可申請等の単位を決定すること。【令5.9.19 消防危第251号】

サ 高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第19条第3項の規定による危省令第28条の61及び第28条の62の特例基準又は危政令第19条第1項の基準及び第2類の基準（危省令第28条の58の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものである。【平元.3.1 消防危第14号】

シ 上記以外の一般取扱所

(ア) 製造所の例により申請する。

(イ) 地下貯蔵タンクを設け、地上のポンプ設備等により貯蔵タンクや容器等へ危険物の詰め替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯蔵タンクは1の地下タンク貯蔵所として、地上のポンプ設備等は1の一般取扱所と

第2 申請の事務手続き

して申請する。

ただし、貯蔵を目的としないときは、地下貯蔵タンクの一体を含めて1の一般取扱所として申請する。【昭和40.4.15 自消丙予発第71号】

5 許可申請書に添付する書類等

(1) 設置（変更）許可申請【平9.3.26 消防危第35号】

許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、次の事項を踏まえ、添付書類等は審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。

- ア 大型プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあっては、申請者との事前協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用したものとする。
- イ 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の1の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の附属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものである。
- ウ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものである。
- エ 危政令第23条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図面について協議する。
- オ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付を要さないものである。

(2) 許可申請書類の編さん

許可申請書及び添付書類等は、次のとおり編さんする。

ア 屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、移送取扱所を除く製造所等設置許可申請書

(ア) 危険物製造所等設置（変更）許可申請書

- a 「あて先」欄は、江別市長と記載する。（氏名は不要）
- b 「設置場所」欄は、製造所等を設置する場所の住所（地番等）を記載する。
- c 「設置場所の地域別」欄は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び第5号の規定により、当該設置場所の地域を記載する。
- d 「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」欄は、品名が多く記載できない場合は、別紙に記載させ、当該欄に「別紙による」などと記載する。
- e 「その他必要な事項」欄は、設置者と管理者が異なる場合、管理者の住所、氏名及び電話番号等を記載する。

(イ) 危険物製造所等構造設備明細書

製造所・一般取扱所構造設備明細書の「政令第9条第1項第20号のタンクの概要」欄は、20号タンクを設置したときの使用目的を具体的に記載する。

この場合、危省令様式第4のハに規定する屋外タンク貯蔵所構造設備明細書、様式4のニに規定する屋内タンク貯蔵所構造設備明細書又は様式第4のホに規定する地下タンク貯蔵所構造設備明細書を添付する。なお、共同住宅等の燃料供給施設（一般取扱所）の中継タンク及び戸別タンクについては、当該欄に記載する。

これらの構造設備明細書の「配管」欄は、配管の種別、接合方法及び防食方法等を具体的に記載する。

(ウ) 事業所付近見取図

(エ) 事業所全体配置図

当該製造所等の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載する。

第2 申請の事務手続き

(オ) 製造所等の周囲の状況図

- a 当該製造所等の周囲の道路、周囲の建築物その他の工作物、高圧ガス施設等の保安物件、保有すべき空地等を記載する。
- b 保安距離の規制を受ける場合は、製造所等と保安物件までの距離を記載する。
ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができる。【平9.3.26 消防令第35号】

(カ) 製造所等施設の全体配置図

- a 建築物その他の工作物、設備、機器等の配置を記載する。
- b 貯留設備、油分離槽、囲い又は附属タンクの防油堤及び水抜弁を記載する。

(キ) 製造所等の建築物、架構等の各階平面図、立面図等【平9.3.26 消防令第35号】

a 建築物

平面図（建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。）、立面図（四面。以下同じ。）及び断面図（代表的な断面。以下同じ。）を添付する。

- (a) 主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根等）については、平面図等に構造等を記載する。主要構造部を耐火構造（建基法第2条第7号の耐火構造をいう。以下同じ。）とし、又は不燃材料（危省令第10条に定める不燃材料をいう。以下同じ。）で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さない。

- (b) 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載する。窓及び出入口の防火設備及び特定防火設備（危省令第13条の2に規定する防火設備及び特定防火設備をいう。以下同じ。）で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さない。

- (c) 排水溝、貯留設備等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さない。

b 工作物（建築物に類似する架構等）、防火塀、隔壁等

工作物にあつては、架構図（架構等の姿図）及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付する。

- c 給油取扱所にあつては、事務所その他の取扱所の業務を行うために必要な建築物及びキャノピーの概要図及び附随設備図を添付する。

(ク) 基礎及び床等の構造図

傾斜、貯留設備、油分離槽、囲い、排水溝等の構造図を添付する。

(ケ) 電気設備図

- a 配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載したもの
- b 照明、換気設備の概要を記載したもの

(コ) 静電気除去設備及び避雷設備の設置位置並びに施工図

(サ) 消火設備

第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けるものにあつては、その設計計算書、構造設備図及び防護範囲を明示した図面等を添付する。

(シ) 警報設備

自動火災報知設備等を設けるものにあつては、その設計書、構造設備図及び警戒区域図等を添付する。

(ス) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの関係図書

- a タンク構造図
- b タンク組立図

第2 申請の事務手続き

- c タンク附属設備図
ノズル、液面計、通気管、安全弁、底板下部の雨水浸入防止措置、可撓管継手その他のタンク附属設備の構造図等を添付する。
- d タンク基礎図
- e 防油堤構造図（屋外設置の場合）
断面図、配筋及び目地並びに水抜弁図を含み添付する。
- f タンク容量及び防油堤容量の計算書
- g タンクの設計計算書
圧力タンク、地下貯蔵タンク（二重殻タンクを除く。）にあっては、強度検討書、屋外の20号タンクにあっては、風荷重及び地震に対するタンク耐力検討書等を添付する。
- h タンク支柱の耐火被覆保護図
- i タンク保温（保冷）施工図
- j 屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクにあっては、通気管の位置及び周囲の状況を示す図面を添付する。
- k 地下貯蔵タンクにあっては、タンク外面保護措置、タンク埋設断面及び固定方法等の図書、二重殻タンクにあっては、漏れた危険物を検知できる設備に関する図書を添付する。
- (セ) 危険物設備機器図及び危険物設備機器附属設備図
 - a 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備、機器の構造図及び設備仕様書
 - b 給油取扱所にあっては、附属設備図
- (ソ) 危険物配管図【平9.3.26 消防危第35号】
 - a 地上配管
 - (a) 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に、材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができる。
ただし、保有空地内に敷設する配管については、(b)の施設範囲外に敷設する地上配管の例による。
 - (b) 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載する。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。
 - b 地下配管
配管ルートを配置図等に記載する。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）について、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さない。
- (タ) 構造計算書等
計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。
【平9.3.26 消防危第35号】
- (チ) 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う工作物及び機械器具その他の設備については、全体配置図、機器リスト及び工程概要図によりその概要を示す。
- (ツ) 危険物の性状表
- (テ) 危険物の貯蔵、取扱数量及び指定数量の倍数計算書
- (ト) 工程概要図

第2 申請の事務手続き

製造所又は一般取扱所にあつては、設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等の制御機構等を記載したいわゆるフローシートを添付する。

(ナ) 機器リスト

必要に応じ、当該製造所等を構成する設備、機器等の一覧表及び機器説明書（カタログ等を含む。）を添付する。

(ニ) その他必要な図書

イ 屋外タンク貯蔵所設置（変更）許可申請書

(ア) 危険物製造所等設置（変更）許可申請書

(イ) 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

(ウ) 事業所付近見取図

(エ) 事業所全体配置図

(オ) 貯蔵所設置位置図

防油堤周囲道路幅員、敷地内距離、保安距離、保有空地、タンク間距離、タンクと防油堤との距離、仕切堤位置、防油堤の階段、目地、水抜弁、ブランケット、流出油自動検知装置、ポンプ設備等

(カ) 危険物の性状表

(キ) タンク容量計算書

(ク) 配管関係図

前記ア（タ）による他、受け入れ先及び払い出し先を明示し、当該屋外タンク貯蔵所の附属となる範囲を明示した系統図、可撓管継手図及び緊急遮断弁図（100キロリットル以上の屋外貯蔵タンクに限る。）を添付する。

(ケ) 特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書、工事計画書及び工事工程表並びに危省令別表第1に掲げる書類【昭52.3.30 消防危第56号】

a 設計図書

(a) 基礎及び地盤

- ① 平面図の縮尺が500分の1以上のもの
- ② 断面図の縮尺が縦100分の1以上、横500分の1以上のもの
- ③ 詳細図（危省令第20条の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。）の縮尺が50分の1以上のもの
- ④ 計算書は設計条件、工法の選定理由及び設計計算等を記載したもの

(b) タンク本体

- ① 平面図の縮尺が300分の1以上のもの
- ② 断面図の縮尺が300分の1以上のもの
- ③ 詳細図
- ④ 計算書は設計条件、強度及び安定計算等を記載したもの

b 工事計画書

工事概要、施工条件、施工方法、施工管理方法、使用材料の品質等を記載したもの

c 添付書類

(a) 基礎及び地盤に関するもの

- ① 地質調査資料として、地盤概要、地盤断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料のほか危省令第20条の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては当該地盤の改良方法に関する資料
- ② その他基礎及び地盤に関し必要な資料として、地盤が造成された際の工事の記録、特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する記録、設置に係る特定屋外貯蔵タンクの近傍の既設工作物の地盤に関する資料等

第2 申請の事務手続き

- (b) タンク本体に関するもの
 - ① 溶接部に関する説明書として、溶接施工方法確認試験要領書、母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料、溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等
 - ② その他タンクに関し必要な資料
- (コ) 準特定屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤並びにタンク本体の設計図書、危省令別表第1に掲げる書類【平11.3.30 消防令第26号】
 - a 設計図書
前記(コ) aの例による。
 - b 添付書類
前記(コ) cの例による。
- (サ) 前記(コ) 及び(サ) 以外の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの基礎及びタンク本体の設計図書
 - a 本体の許容応力及び応力の算定(耐震及び耐風圧構造に関する検討、固定のためのボルトを設けるものにあってはその強度計算書)
 - b 基礎構造図
 - c その他必要と認められる書類
- (シ) 附属設備関係資料
 - a タンク関係
加熱設備、ルーフドレン設備、泡消火設備、冷却散水設備、マンホール詳細、浮き屋根シール機構、ノズル詳細、通気管、液面計、温度計、避雷設備、底板下部の雨水浸入防止措置、脚柱耐火被覆施工図、攪拌機、保温又は保冷図等
 - b 防油堤関係
防油堤及び仕切堤の平面図、断面図、配筋図、目地詳細図、配管貫通部補強図、階段図、ブランクett図、排水ピット図及び水抜口開閉装置図、流出油自動検知装置図、防油堤強度計算書、防油堤容量計算書等
 - c ポンプ関係
ポンプ設備図及び仕様書、ポンプ室構造図、ポンプ基礎図、床、囲い、油分離槽、流量計及びストレーナー図等
- (ス) 電気設備図(動力配線施工図等)
- (セ) 静電気除去装置図及び避雷設備図
- (ソ) 第3種消火設備設計計算書及び構造設備図
 - a 消火設備設計計算書
 - b 消火配管敷設図、泡消火薬剤等原液タンク図、消火用ポンプ図、泡消火薬剤混合装置図、泡放出口詳細図、始動表示灯、消火栓箱、貯水槽、予備動力源、動力配線系統図等
- (タ) 消火、警報設備設置配置図
補助泡消火栓、第4種及び第5種消火設備の配置図
- ウ 移動タンク貯蔵所設置(変更)許可申請【平9.3.26 消防令第33号通知】
移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に関する図面は、次に掲げるものとする。
なお、(ア) 及び(イ) に掲げる図面以外の図面の添付は要しないものである。
- (ア) 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所を含む。)
次に掲げるもののうち、該当するもの
 - a 配置図
 - b 外観三面図
 - c タンク構造図
 - d 配管概要図

第2 申請の事務手続き

- e 安全装置構造図
 - f 可燃性蒸気回収設備概要図
 - g 側面枠取付図
 - h 側面枠構造図
 - i 防護枠取付構造図
 - j 底弁及び閉鎖装置構造図
 - k 電気設備概要図
 - l 注入ホース構造図（給油タンク車は除く。）
 - m 静電気除去装置構造図
 - n 箱枠構造図（積載式移動タンク貯蔵所に限る。）
 - o 緊結装置構造図（積載式移動タンク貯蔵所に限る。）
 - p 常置場所の位置の変更の申請をするときは、完成検査済証の写し（同一区内での常置場所の変更を除く。）
- (イ) 給油タンク車
- 上記（ア）のほか、次に掲げるもの
- a 火炎噴出防止装置・誤発進防止装置概要図
 - b 給油設備配管概要図
 - c 緊急移送停止装置概要図
 - d 自動閉鎖の開閉装置概要図
 - e 結合金具・ノズル等構造図
 - f 給油ホース構造図
 - g 常置場所の位置の変更の申請をするときは、完成検査済証の写し（同一区内での常置場所の変更を除く。）

6 危険物保安技術協会への審査委託

次に掲げる申請等については、高度な専門技術的判断が必要とされることから、原則、危険物保安技術協会に審査を委託するものとする。

- (1) 法第11条の3第1号の規定に基づく許可申請に係る審査。
- (2) 法第11条の3第2号の規定に基づく完成検査前検査に係る審査。
- (3) 法第14条の3第3項の規定に基づく保安検査に係る審査

7 建築基準法による制限

建基法により、危険物の貯蔵又は処理については、用途地域の種別に応じてその数量に規制が加えられている。この制限は、法第11条第1項の許可に関し、直接影響を及ぼすものではないが、予め関係部局に確認しておくこと。

- (1) 建基政令第130条の9に、用途地域の種別による危険物の貯蔵又は処理できる数量が定められており、法に規定する危険物については第2-2表のとおりである。

この数量は、原則として敷地（地下に存するものを除く。）による制限であり、法第11条の許可の単位毎に算定するものではないため、特に既存の建築物等への設置許可申請の場合は、建基法上の規定に適合するものであるかを予め建築関係部局に確認しておくこと。また、数量又は倍数を変更しようとする場合も同様である。

- (2) 第2-2表に掲げる用途地域において、地下タンクにより貯蔵する場合は、第4類のうち、第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類については、その数量に制限はない。

第2 申請の事務手続き

第2-2表 建基法上による危険物の貯蔵又は処理量の制限

類 品 名 用 途 地 域	第4類 第1石油類 第2石油類 第3石油類 第4石油類	左記以外の危険物
第2種中高層住居専用 第1種住居 第2種住居 準住居	5倍 (特定屋内貯蔵所※及び第一種販売取扱所にあつては、15倍)	1倍 (特定屋内貯蔵所※及び第一種販売取扱所にあつては、3倍)
近隣商業 商業	10倍 (特定屋内貯蔵所※、第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所にあつては、30倍)	2倍 (特定屋内貯蔵所※及び第一種販売取扱所にあつては、6倍)
準工業	50倍	20倍 (特定屋内貯蔵所※、第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所にあつては、50倍)

※ 特定屋内貯蔵所とは、「建築基準法施行令第130条の9第1項の規定による屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの」（平成5年6月24日建設省告示第1439号）による。

※ 各倍数は、建基法上の貯蔵又は処理数量を法の指定数量の倍数に置換えたもの。

※ 引火性溶剤を使用するドライクリーニング工場については、この限りではなく、準工業地域、工業地域及び工業専用地域以外の用途地域においては認められない。【建基法別表第2】

※ 建基法上による危険物の貯蔵又は処理量は、消防法上の許可数量と異なる場合があることに留意しなければならない。例えば、充てんの一般取扱所の場合、消防法は1日あたりの取扱数量を許可数量としているのに対し、建基法は瞬間最大停滞量（機械、配管等の中に存置することのできる危険物の最大数量）を貯蔵又は処理量としている。【昭28.7.14住指発第913号】

8 都市計画法による制限

市街化調整区域については、当該地域の開発に関する規制がなされている。この規制は、法第11条第1項の許可に関して直接影響を及ぼすものではないが、予め関係部局（建設部）に確認しておくこと。